

マイナ保険証等を持たずに医療機関を受診した場合

医療 担当
☎06-6941-2867

マイナ保険証や資格確認書を持たずに医療機関を受診し、医療費の全額を窓口で支払った場合は、後日、公立学校共済組合大阪支部へ医療費（保険適用分）の7割または8割を「療養費・家族療養費」として請求することができます。

請求方法

「療養費・家族療養費請求書」に次の書類を添付し、所属所を通じて大阪支部へ請求してください。

- ①「領収書（原本）」
- ②「診療（調剤）報酬明細書（レセプト）」

※受診時に医療機関で領収書と共に発行される「診療明細書」や「調剤明細書」では代用できませんので、注意してください。

治療用装具を購入したときや小児弱視等治療用眼鏡等を購入したときなども「療養費・家族療養費」の対象となる場合があります。詳しくは大阪支部HPまたは「教職員のための共済のしおり」をご覧ください。

◇大阪支部への加入日以降は、加入日前に使用されていた資格確認書で医療機関を受診することはできませんので注意してください。

「療養費・家族療養費請求書」のダウンロードはこちらから

HP

→「様式集」→「短期給付関係の様式」



大阪支部 HP
「治療をうける際の手続き」へ

アクセス！

・「自費で支払った治療費の請求手続き」
・「療養費等の支給要件と添付書類」をご覧ください。



「教職員のための共済のしおり」はこちらから

アクセス！

「Ⅲ短期給付等について」をご覧ください。



ジェネリック医薬品を活用しよう！

医療 担当
☎06-6941-2867

○ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品とは、効き目や安全性が先発医薬品と同等であると国から承認された安価なお薬です。効き目、安全性及び品質について、国による厳格な審査・承認を経て製造・販売が行われていますので、安心してご利用いただけます！

○ジェネリック医薬品を処方してもらうにはどうすればいい？

病院（あるいは保険薬局）で医師（薬剤師）にジェネリック医薬品を希望する旨をお伝えいただくか、「ジェネリック医薬品お願いカード」をご提示ください（下記の二次元コードからダウンロードできます）。

ただし、すべての先発医薬品に対応するジェネリック医薬品が製造・販売されているわけではありません。

「飲み薬」だけでなく「目薬」「塗り薬」「湿布薬」にもジェネリック医薬品があります。身近なお薬で試してみたいはかがでしょうか。



★「ジェネリック医薬品お願いカード」のダウンロード★

HP → 事業別案内 短期給付 → 短期給付について調べる

→「ジェネリック医薬品」の利用促進の取組みについて のページ
または二次元コードからダウンロードして使用してください。

